

ぐんま くらしの ニュース



2025
No.377

令和7年3月5日

今回は、「その契約、「クーリング・オフ」できるかも！？」について掲載します。
裏面では、「新生活が危ない！春に気を付けたいトラブル」についてご案内します。

その契約、「クーリング・オフ」できるかも！？

クーリング・オフって？

クーリング・オフ制度とは、**訪問販売など不意打ち的な取引**について、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、冷静に考え直せるようにし、**一定の期間内**であれば**無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度**です。

契約解除のためには、**契約者ご自身から書面**又は**電磁的記録**により**通知する**必要があります。

手続き方法は？

- クーリング・オフの書面又は電磁的記録には対象となる**契約を特定するために必要な情報**（契約年月日、**契約者名**、**購入商品名**、**契約金額等**）とクーリング・オフの**通知を発した日**を記載します。
- クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に**同時に通知**します。

「ハガキ」で行う場合

送る前に両面コピーしてください。「特定記録郵便」など、記録が残る方法で代表者あてに送付し、**コピーや記録は保管**しておきましょう。

記載例（販売会社あて）

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ●●●●●円
販売会社 株式会社××× □□営業所
担当者 △△△△

支払った代金●●●●●円を返金し、商品を引き取ってください。

○○年○月○日

記載例（クレジット会社あて）

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ●●●●●円
販売会社 株式会社××× □□営業所
担当者 △△△△

クレジット会社 ■■■■株式会社

○○年○月○日

群馬県○○市○町○丁目○番○号
氏名 ○○○○

「電磁的記録」で行う場合

契約書面を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照して通知しましょう。通知後は送信した**メールや、ウェブサイト**上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面の**スクリーンショットを保存**しておきましょう。

※ クーリング・オフ期間は、申込書面又は契約書面を受け取った日から起算します。
書面に不備があるときは、所定期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。



新生活が危ない！春に気を付けたいトラブル

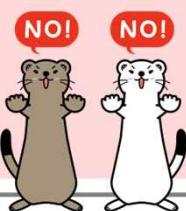
☑ 訪問販売のトラブル

【相談事例】

- 引越当日に業者が訪問してきた。管理会社と関連があるかのような説明を受け指定業者かと思い契約をしたが、ウソだった。

【トラブルに遭わないために】

- 引越し直後は新しい生活に不慣れで、冷静な判断ができなくなりがちです。突然訪問を受けてもすぐに契約せず、不安や不審点があれば、家族などに相談しましょう。
- 「管理会社から依頼された」などと勧誘されても、少しでも疑問を感じたら管理会社に確認しましょう。
- 不要な契約であればきっぱり断りましょう。



☑ もうけ話のトラブル

新生活で交友関係や行動範囲が広がる一方で、言葉巧みに勧誘されてトラブルに巻き込まれるケースがあります。中には、マルチ取引や投資や副業などのもうけ話の勧誘をされることもありますので、注意が必要です。いったん払い込んでしまうと、被害の回復は困難です。

【トラブルに遭わないために】

- うまい話に飛びつかないようにしましょう。冷静になって判断してください。
- 知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしないでください。
- 借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。



☑ 引越し、不用品回収のトラブル

【相談事例】

- 引越し時に発生した不用品の回収をインターネットで見つけた業者に依頼したところ、広告よりも高額な費用を請求された。

【トラブルに遭わないために】

- 不用品（一般廃棄物）の処分は、お住まいの市区町村が提供する窓口に余裕を持って依頼しましょう。
- 事業者に回収を依頼する場合は、作業前に料金や作業内容を確認し、納得できなければきっぱりと断りましょう。
- 引越しサービスを利用する際は、約款をよく確認し、価格と内容をよく検討しましょう。



☑ 賃貸住宅の原状回復に関するトラブル

賃貸物件の退去時に「原状回復」のための費用負担で管理会社との間でトラブルになったという相談が寄せられています。

【トラブルに遭わないために】

- 契約前に、契約内容の説明をよく聞き、書類の記載内容をよく確認しましょう。「ルームクリーニング費用は全額借主負担」といった特約の有無は、必ず確認してください。
- 入居する時には、賃貸住宅の現在の状況をよく確認し、記録に残しましょう。
- 入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- 退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。



メルマガ「消費者ホットぐんま」のご案内

群馬県では、消費生活に関するメールマガジンを発行しています。お申し込みは、件名に「メルマガ消費者申込み」と明記し、shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp あてに空メールを送信してください。

※なお、現在、一部の携帯電話等でメルマガを受信できない場合があります。

shouhi-soudan@pref.gunma.lg.jpからのメールを受信できるよう設定をお願いします。



消費生活相談のご案内

☎ 027-223-3001

消費者ホットライン 188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（昭和庁舎1階北側）

平 日 9:00~16:30（電話・来所相談に対応）※来所相談は予約制

土 曜 9:00~12:00/13:00~16:30（電話相談のみ）